

介護保険における住宅改修にあたって

介護保険による住宅改修は、要介護（要支援）者が、在宅生活の継続と自立した日常生活を営むために手すりの取り付け等厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、要介護（要支援）者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して市町村が必要と認めた場合に限り、介護保険における住宅改修費として支給されます。

また、福祉用具と併せて住み慣れた自宅でサービスを受ける要介護（要支援）者の住環境を整えることで、要介護（要支援）者の低下した身体機能を補うだけでなく、転倒事故等による要介護度の重度化を防ぎ、住み慣れた自宅で自立した生活を送ることを可能とする重要な役割を持っているとともに、介護者の負担軽減を図ることができます。

しかしながら、介護保険における住宅改修費は住宅リフォーム工事に対する補助金ではなく、対象被保険者の状況に対する保険の給付です。そのため、改修工事の種類は限定され、対象額の上限は20万円と限られ、申請手続きが定められています。

したがって、住宅改修の内容は、申請時点の身体状況に基づいた内容とし、将来的な予測に基づく改修は申請時点での必要性が認められないため、給付の対象にはなりません。また、家全体の改修を行った場合、数年で身体状況の変化が現れることがあり、再度改修が必要になることがありますので、住宅改修だけでなく、福祉用具の活用を視野に入れ、被保険者本人や家族と、介護支援専門員等、施工業者、理学療法士や作業療法士等の専門職が十分に必要性を検討し、工事を行ってください。

平成28年2月

富津市介護福祉課

1 給付対象について

対象	要件
対象者	要介護、要支援の認定を受けている富津市の被保険者
対象となる住宅	対象被保険者の住民票上の住所地（被保険者証に記載の住所）で、かつ現に居住している住宅
対象となる住宅改修工事の種類 ■厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11.3.31厚生省告示第95号） ■介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて（平成12年1月31日 老企第34号）第2 住宅改修に記載のあるもの	以下の6種類 （1）手すりの取付け （2）段差の解消 （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路路面の材料の変更 （4）引き戸等への扉の取替え （5）洋式便器等への便器の取替え （6）その他上記（1）～（5）までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 * 個人の資産形成や資産更新につながらない比較的小規模な改修が対象です。 * 新築や新たに居室を設ける等の増築は、対象になりません。
必要性	対象被保険者の心身の状態や住宅の状況から、 <u>現時点で日常生活に必要と認められる改修</u>

2 介護保険住宅改修申請手続きの流れ

住宅改修費の支給の申請：住宅改修費の給付を受けるには、改修を行う前に介護福祉課に申請し、「改修内容が適当である旨の承認を受ける」必要があります。

承認を受ける前に行った改修は、給付の対象となりません。

改修後にも申請を行い、改修前に承認を受けた内容どおりの施工を確認した後に給付が行われます。

ケアマネジャー等に相談	担当のケアマネジャー等と相談。 申請に当たっては、「住宅改修が必要な理由書」が必要です。
-------------	---



工事見積、施工業者決定	施工業者に見積を依頼する。 (複数の施工業者に見積依頼し、比較、検討するとよいでしょう)
-------------	---



事前申請	市に事前申請を行う。 【提出書類】 ①住宅改修費事前申請添付書類等チェックリスト ②申請書 ③住宅改修が必要な理由書 ④工事費見積書 ⑤撮影年月日が入った住宅改修予定箇所の写真 ⑥写真のほか、住宅改修の完成予定の状態がわかるもの(図面、カタログ等) ⑦住宅改修の承諾書(当該住宅の所有者が被保険者と同居していない場合のみ)
------	---



事前申請の承認	住宅改修事前申請承認通知(＝住宅改修費事前申請添付書類等チェックリストの写し)を市から提出代行者へ送付 (事前申請から7日間(閉庁日を除く。))
---------	---



工事着工	事前申請の承認を受けて工事に着工し、工事完了後に住宅改修箇所の写真（日付入り）を撮影すること。 ＊やむを得ず工事内容の変更が必要となる場合は、必ず市へ相談のこと。（事後申請時ではないことに注意）
------	--



事後申請	市に事後申請を行う。 【提出書類】 ①住宅改修費完成後申請添付書類等チェックリスト ②領収書（原本） ③工事費内訳書 ④撮影年月日が入った住宅改修箇所の写真 ⑤住宅改修事前申請承認通知（＝住宅改修費事前申請添付書類等チェックリストの写し）
------	---



審査、支給	住宅改修内容を審査し、支給決定後に被保険者に通知し、指定口座へ振込み。（原則、事後申請の翌々月の15日）
-------	--

住宅改修費の申請は、本来は「償還払い」ですが、富津市では要綱を定めて「受領委任払い」での申請制度を設けています。

「償還払い」とは、被保険者が、一旦、住宅改修にかかった費用の全額を施工業者に支払い、その後、市が被保険者へ保険給付対象となる費用の9割又は8割分を支給するものです。

「受領委任払い」とは、被保険者が自己負担分（保険給付対象となる費用の1割又は2割分）を施工業者へ支払い、その後、市が施工業者へ保険給付対象となる費用の9割又は8割分を支給するものです。ただし、受領委任払いは、市へ受領委任払いの登録をした施工業者による住宅改修の場合のみ、利用できます。

3 申請にあたっての留意事項

介護保険の住宅改修費の支給を受けるには、「事前申請」と「事後申請」の2段階の申請が必要です。

(1) 事前申請について

事前申請の内容の確認に要する期間は、申請日から7日（閉庁日を除く。）です。この期間を考慮し、申請書類を提出してください。

(2) 提出書類

①住宅改修費事前申請添付書類等チェックリスト

必要な書類が揃っているかを確認するものです。住宅改修が必要な理由書を作成したケアマネジャー等が確認してください。

②申請書

「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、工事の種別ごとに便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載してください。

ただし、「⑥住宅改修の予定の状態が確認できるもの」において明らかにされている場合は、手すりの取付け等工事の種別のみの記載で構いません。

③住宅改修が必要な理由書

住宅改修が必要な理由書は、被保険者本人の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するものです。ケアプラン中の「住宅改修に係る部分」として作成しますので、被保険者本人の状態像や工事の必要性（住宅改修をすることにより、何がどう改善されるのか）が読み取れるように記載をお願いします。

作成にあたっては、『住宅改修が必要な理由書』作成の手引きを参照してください。

作成者：当該被保険者の居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を担当している介護支援専門員（ケアマネジャー）及び地域包括支援センターの担当職員です。住宅改修以外の介護保険サービスを受けていないことによりこれらの作成者がいない場合は、市介護福祉課へ相談してください。

④工事費見積書・工事費内訳書

- ・材料費、施工費、諸経費等を明確に区分すること。
- ・材料費は、改修箇所ごとに内容（メーカー、品番、材質、サイズ等）、数量、単位、単価等を詳細に記載してください。「一式」との表記は、区分ができない場合のみとします。
- ・介護保険の対象外の工事を一緒に行う場合は、介護保険対象部分にその旨を記載し、介護保険対象部分の費用を抽出、按分する等の場合は、その算出根拠も併せて記載してください。

⑤改修前後の住宅改修箇所の写真（撮影年月日が入ったもの）

「住宅改修前・後写真貼付け用紙」を原則使用し、改修箇所・工事種別ごとに写真を貼付してください。事前申請終了時に「受領印」を押し、原本を返却しますので、事後申請時には改修後の写真を貼付して提出してください。

- ・写真No.は、工事費見積書(工事費内訳書)や図面と符合した番号を付番すること。
- ・写真はカラーで、鮮明なものであること。
- ・工事箇所の全容（必要性）がわかるように撮影すること。それだけでは分かりにくい場合は、複数枚に分けるか、ズームするなどして撮影すること。
- ・改修前後の写真が同一箇所であることがわかるよう、同じアングルで撮影すること。
- ・取り付け位置等改修内容が分かるように記入のこと。マジック等で記入しても構いません。
- ・踏み台等、固定する場合は、固定部分が確認できるよう撮影のこと。
- ・段差があることによる工事の場合は、高低差が分かるようメジャーをあて、改修前後の段差の数値が分かるよう撮影のこと。

⑥写真のほか、住宅改修の予定の状態が確認できるもの(図面、カタログ等)

- ・取り付け位置（長さ、高さ等）を記入のこと。
- ・簡単な改修であれば、写真、図面等に改修箇所を書き込んでも構いません。
- ・メーカー製品を使用する場合は、仕様・寸法の分かるカタログ等に該当箇所に印を付けること。

⑦現在の状況を示す図面（見取図・平面図・立面図など）

- ・改修する箇所のみでなく、家屋内又は敷地内全体を記載のこと。
- ・改修箇所が明確にわかるように記載のこと。箇所が複数ある場合は、番号

を付ける等し、分かりやすくする工夫のこと。

- ・福祉用具を利用している場合は、当該福祉用具を記載のこと。
- ・動線を記載すること。

⑧住宅の所有者の承諾書

当該住宅の所有者が、被保険者と同居している場合は不要です。

(3) その他の留意事項

ア 事前申請の段階での承認は支給決定ではありません。事後申請における書類によって審査し、支給決定を行います。

イ 動線の確認について

住宅改修を行おうとする際は、被保険者本人の日常生活上の動線の始点と終点を具体的に想定し、その身体状況から支障となる箇所について、被保険者本人、家族、またケアマネジャー等、施工業者や他のサービス提供者、作業療法士、理学療法士等の専門家に意見を求め、住環境の改善策の検討を行うこととなります。特に利用頻度が高いと考えられる「排泄」「入浴」「外出」の動線については、必ず検討し、必要と判断した場合は、ケアマネジャー等は、被保険者本人や家族に対して提案や助言を行ってください。

ウ 介護保険による住宅改修以外の検討

介護保険による住宅改修費には金額や内容に制限があるため、希望通りの住環境整備ができないこともあります。福祉用具の活用、居室の変更や荷物の整頓による動線の見直し、自費での施工等についても併せて検討してください。

エ ケアマネジャー等と施工業者の計画内容の共有について

ケアマネジャー等は、施工業者に対して理由書を元に住宅改修の計画を説明し、計画内容を共有してください。

施工業者は、ケアプラン作成者に対して見積書や図面等を提供し、施工内容を説明してください。また、工事のスケジュール、経過等を連絡し、施工上、計画の変更が必要と判断した場合は、その時点で必ずケアマネジャー等に相談し、ケアマネジャー等は市介護福祉課へご相談ください。

オ 介護認定申請中や入院・入所中に行う住宅改修について

要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。ただし、緊急を要する場合は、介護認定申請後、認定結果が出るまでの間に事前申請を行うことは可能ですが、認定が非該当とされた場合には支給できません。

入院・入所中で退院・退所の見込みによる申請の場合、事前申請後の着工は可能ですが、事後申請は、退院・退所後となりますので、退院・退所しなかった場合には支給できません。また、一時帰宅のための住宅改修は、支給対象外です。

介護認定申請中や入院・入所中に行う住宅改修の場合は、受領委任払いは利用できません。

カ 工事内容の変更について

事前申請時の提出した内容に対して承認していますので、申請後の工事内容の変更は例外的な取り扱いとなります。そのため、手すり等の取り付け位置や向きの変更、材料の追加、縮小など、事前申請時の工事内容に変更が生じる場合は、必ず事前にご連絡ください。工事の追加が必要な場合は、改めて事前申請が必要です。連絡がないまま工事を変更すると、保険給付されませんので、ご注意ください。

キ 事前・事後の現地調査について

介護保険給付適正化の一環として、事前申請または事後申請の内容を現地調査させていただく場合があります。その際、住宅改修が必要な理由書の作成者や工事施工者に状況を確認させていただきますので、ご承知おきください。